

改正後		改正前	
認定面積	1件についての手 数料の額	認定面積	1件についての手 数料の額
《改正前を削る》	《改正前を削る》	0.1ヘクタール未満	85,000円
0.1ヘクタール以上0.3 ヘクタール未満	《現行どおり》	0.1ヘクタール以上0.3 ヘクタール未満	《省略》
0.3ヘクタール以上0.6 ヘクタール未満	200,000円	0.3ヘクタール以上0.6 ヘクタール未満	190,000円
0.6ヘクタール以上1.0 ヘクタール未満	270,000円	0.6ヘクタール以上1.0 ヘクタール未満	260,000円
1.0ヘクタール以上3.0 ヘクタール未満	400,000円	1.0ヘクタール以上3.0 ヘクタール未満	380,000円
3.0ヘクタール以上6.0 ヘクタール未満	530,000円	3.0ヘクタール以上6.0 ヘクタール未満	500,000円
6.0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満	680,000円	6.0ヘクタール以上10. 0ヘクタール未満	650,000円
10.0ヘクタール以上	900,000円	10.0ヘクタール以上	860,000円
<p>(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ、平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料</p>		<p>(3) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ、平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料 1件につき85,000円</p>	
認定面積	1件についての手 数料の額	認定面積	1件についての手 数料の額
0.1ヘクタール未満	89,000円	0.1ヘクタール未満	89,000円
<p>(4) 《現行どおり》 16 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>		<p>(4) 《省略》 16 《省略》 (1) 《省略》 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>	
開発区域の面積	1件についての手 数料の額	開発区域の面積	1件についての手 数料の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
0.3ヘクタール以上0.6 ヘクタール未満のとき	45,000円	0.3ヘクタール以上0.6 ヘクタール未満のとき	44,000円

改正後	改正前																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> </table>	《現行どおり》	《現行どおり》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">《省略》</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">《省略》</td> </tr> </table>	《省略》	《省略》												
《現行どおり》	《現行どおり》																
《省略》	《省略》																
<p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>	<p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>210, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> </table>	開発区域の面積	1 件についての手数料の額	《現行どおり》	《現行どおり》	1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>210, 000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>200, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> </table>	開発区域の面積	1 件についての手数料の額	《省略》	《省略》	1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>200, 000円</u>	《省略》	《省略》
開発区域の面積	1 件についての手数料の額																
《現行どおり》	《現行どおり》																
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>210, 000円</u>																
《現行どおり》	《現行どおり》																
開発区域の面積	1 件についての手数料の額																
《省略》	《省略》																
1. 0ヘクタール以上3. 0ヘクタール未満のとき	<u>200, 000円</u>																
《省略》	《省略》																
<p>ウ その他の開発行為の場合</p>	<p>ウ その他の開発行為の場合</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>530, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> </table>	開発区域の面積	1 件についての手数料の額	《現行どおり》	《現行どおり》	3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>530, 000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>520, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> </table>	開発区域の面積	1 件についての手数料の額	《省略》	《省略》	3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>520, 000円</u>	《省略》	《省略》
開発区域の面積	1 件についての手数料の額																
《現行どおり》	《現行どおり》																
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>530, 000円</u>																
《現行どおり》	《現行どおり》																
開発区域の面積	1 件についての手数料の額																
《省略》	《省略》																
3. 0ヘクタール以上6. 0ヘクタール未満のとき	<u>520, 000円</u>																
《省略》	《省略》																
<p>(2)～(4) 《現行どおり》</p> <p>(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>	<p>(2)～(4) 《省略》</p> <p>(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">敷地の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>94, 000円</u></td> </tr> </table>	敷地の面積	1 件についての手数料の額	《現行どおり》	《現行どおり》	1. 0ヘクタール以上のとき	<u>94, 000円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">敷地の面積</th> <th style="width: 50%;">1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>93, 000円</u></td> </tr> </table>	敷地の面積	1 件についての手数料の額	《省略》	《省略》	1. 0ヘクタール以上のとき	<u>93, 000円</u>				
敷地の面積	1 件についての手数料の額																
《現行どおり》	《現行どおり》																
1. 0ヘクタール以上のとき	<u>94, 000円</u>																
敷地の面積	1 件についての手数料の額																
《省略》	《省略》																
1. 0ヘクタール以上のとき	<u>93, 000円</u>																
<p>(6)～(8) 《現行どおり》</p> <p>17～49 《現行どおり》</p>	<p>(6)～(8) 《省略》</p> <p>17～49 《省略》</p>																

(草津市立地域まちづくりセンター条例の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 《現行どおり》</p> <p>別表第1 《現行どおり》</p> <p>別表第2（第8条関係） （別添1-1のとおり）</p>	<p>第1条～第14条 《省略》</p> <p>別表第1 《省略》</p> <p>別表第2（第8条関係） （別添1-2のとおり）</p>

(草津市税条例の一部改正)

第3条 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第20条 《現行どおり》 （督促手数料） 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150円</u> の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。 第22条～第155条 《現行どおり》	第1条～第20条 《省略》 （督促手数料） 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100円</u> の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。 第22条～第155条 《省略》

（草津市税外収入金の督促、延滞金の徴取および滞納処分に関する条例の一部改正）

第4条 草津市税外収入金の督促、延滞金の徴取および滞納処分に関する条例（平成21年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 （督促手数料の徴取） 第5条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>150円</u> の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。 第6条～第9条 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 （督促手数料の徴取） 第5条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>100円</u> の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。 第6条～第9条 《省略》

（草津市立図書館設置条例の一部改正）

第5条 草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																								
第1条～第9条 《現行どおり》 別表（第7条第1項関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10時から 12時30分まで</td> <td>13時から 18時まで</td> <td>10時から 18時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>1,900</u></td> <td><u>2,900</u></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>2,900</u></td> <td><u>5,900</u></td> <td><u>8,800</u></td> </tr> </tbody> </table> 備考 《現行どおり》	区分	午前	午後	全日		10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで		円	円	円	会議室	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>2,900</u>	大会議室	<u>2,900</u>	<u>5,900</u>	<u>8,800</u>	第1条～第9条 《省略》 別表（第7条第1項関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10時から 12時30分まで</td> <td>13時から 18時まで</td> <td>10時から 18時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>900</u></td> <td><u>1,800</u></td> <td><u>2,700</u></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td><u>2,800</u></td> <td><u>5,500</u></td> <td><u>8,300</u></td> </tr> </tbody> </table> 備考 《省略》	区分	午前	午後	全日		10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで		円	円	円	会議室	<u>900</u>	<u>1,800</u>	<u>2,700</u>	大会議室	<u>2,800</u>	<u>5,500</u>	<u>8,300</u>
区分	午前	午後	全日																																						
	10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで																																						
	円	円	円																																						
会議室	<u>1,000</u>	<u>1,900</u>	<u>2,900</u>																																						
大会議室	<u>2,900</u>	<u>5,900</u>	<u>8,800</u>																																						
区分	午前	午後	全日																																						
	10時から 12時30分まで	13時から 18時まで	10時から 18時まで																																						
	円	円	円																																						
会議室	<u>900</u>	<u>1,800</u>	<u>2,700</u>																																						
大会議室	<u>2,800</u>	<u>5,500</u>	<u>8,300</u>																																						

（草津市立教育集会所設置条例の一部改正）

第6条 草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》 別表第 1 《現行どおり》 別表第 2 (第 1 0 条関係) (別添 2-1 のとおり)	第 1 条～第 1 6 条 《省略》 別表第 1 《省略》 別表第 2 (第 1 0 条関係) (別添 2-2 のとおり)

(草津市立隣保館条例の一部改正)

第 7 条 草津市立隣保館条例(昭和 4 6 年草津市条例第 9 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 5 条 《現行どおり》 別表第 1 《現行どおり》 別表第 2 (第 9 条関係) (別添 3-1 のとおり)	第 1 条～第 1 5 条 《省略》 別表第 1 《省略》 別表第 2 (第 9 条関係) (別添 3-2 のとおり)

(草津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第 8 条 草津市立障害者福祉センター条例(平成 1 8 年草津市条例第 4 2 号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																																												
<p>第 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別表(第 1 1 条第 1 項関係) 1 センターの学習室の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9 時から 1 2 時まで</td> <td>1 3 時から 1 7 時まで</td> <td>9 時から 1 7 時まで</td> </tr> <tr> <td>学習室 A</td> <td>《現行どおり》</td> <td><u>1, 1 0 0</u> 円</td> <td><u>1, 9 0 0</u> 円</td> </tr> <tr> <td>学習室 B</td> <td><u>1, 2 0 0</u> 円</td> <td><u>1, 6 0 0</u> 円</td> <td><u>2, 8 0 0</u> 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 《現行どおり》 2 障害者デイサービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、1 回につき <u>1, 0 0 0</u> 円とする。ただし、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。 3 障害者入浴サービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種障害者が使用する場合</td> <td>1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 種障害者が使用する場 合</td> <td>小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 9 0</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	午前・午後		9 時から 1 2 時まで	1 3 時から 1 7 時まで	9 時から 1 7 時まで	学習室 A	《現行どおり》	<u>1, 1 0 0</u> 円	<u>1, 9 0 0</u> 円	学習室 B	<u>1, 2 0 0</u> 円	<u>1, 6 0 0</u> 円	<u>2, 8 0 0</u> 円	区分	使用料	第 1 種障害者が使用する場合	1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円	第 2 種障害者が使用する場 合	小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 9 0</u> 円	<p>第 1 条～第 1 3 条 《省略》 別表(第 1 1 条第 1 項関係) 1 センターの学習室の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9 時から 1 2 時まで</td> <td>1 3 時から 1 7 時まで</td> <td>9 時から 1 7 時まで</td> </tr> <tr> <td>学習室 A</td> <td>《省略》</td> <td><u>1, 0 0 0</u> 円</td> <td><u>1, 8 0 0</u> 円</td> </tr> <tr> <td>学習室 B</td> <td><u>1, 1 0 0</u> 円</td> <td><u>1, 5 0 0</u> 円</td> <td><u>2, 6 0 0</u> 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 《省略》 2 障害者デイサービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、1 回につき <u>7 0 0</u> 円とする。ただし、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。 3 障害者入浴サービス事業の用に供するセンターの施設の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種障害者が使用する場合</td> <td>1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 種障害者が使用する場 合</td> <td>小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 5 0</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	午前・午後		9 時から 1 2 時まで	1 3 時から 1 7 時まで	9 時から 1 7 時まで	学習室 A	《省略》	<u>1, 0 0 0</u> 円	<u>1, 8 0 0</u> 円	学習室 B	<u>1, 1 0 0</u> 円	<u>1, 5 0 0</u> 円	<u>2, 6 0 0</u> 円	区分	使用料	第 1 種障害者が使用する場合	1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円	第 2 種障害者が使用する場 合	小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 5 0</u> 円
区分	午前	午後	午前・午後																																										
	9 時から 1 2 時まで	1 3 時から 1 7 時まで	9 時から 1 7 時まで																																										
学習室 A	《現行どおり》	<u>1, 1 0 0</u> 円	<u>1, 9 0 0</u> 円																																										
学習室 B	<u>1, 2 0 0</u> 円	<u>1, 6 0 0</u> 円	<u>2, 8 0 0</u> 円																																										
区分	使用料																																												
第 1 種障害者が使用する場合	1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円																																												
第 2 種障害者が使用する場 合	小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 4 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 9 0</u> 円																																												
区分	午前	午後	午前・午後																																										
	9 時から 1 2 時まで	1 3 時から 1 7 時まで	9 時から 1 7 時まで																																										
学習室 A	《省略》	<u>1, 0 0 0</u> 円	<u>1, 8 0 0</u> 円																																										
学習室 B	<u>1, 1 0 0</u> 円	<u>1, 5 0 0</u> 円	<u>2, 6 0 0</u> 円																																										
区分	使用料																																												
第 1 種障害者が使用する場合	1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円																																												
第 2 種障害者が使用する場 合	小学生または中学生が使用した場合 1 人 1 回につき <u>2 2 0</u> 円 1 5 歳以上の者(中学生を除く。)が使用し 1 人 1 回につき <u>4 5 0</u> 円																																												

改正後		改正前	
た場合		た場合	
第1種障害者および当該第1種障害者が属する親族がともに専用して使用する場合または第2種障害者および当該第2種障害者が属する親族がともに専用して使用する場合	1時間につき <u>600円</u>	第1種障害者および当該第1種障害者が属する親族がともに専用して使用する場合または第2種障害者および当該第2種障害者が属する親族がともに専用して使用する場合	1時間につき <u>550円</u>
備考 《現行どおり》		備考 《省略》	

(草津市立クリーンセンター条例の一部改正)

第9条 草津市立クリーンセンター条例(平成29年草津市条例第31号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第8条 《現行どおり》 別表(第6条第1項関係)				第1条～第8条 《省略》 別表(第6条第1項関係)			
区分	午前	午後	全日	区分	午前	午後	全日
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで		9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
多目的室	円	円	円	多目的室	円	円	円
	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>7,700</u>		<u>3,100</u>	<u>4,200</u>	<u>7,300</u>
研修室	《現行どおり》	<u>2,100</u>	<u>3,600</u>	研修室	《省略》	<u>1,900</u>	<u>3,400</u>
備考 《現行どおり》				備考 《省略》			

(草津市営墓地条例の一部改正)

第10条 草津市営墓地条例(昭和43年草津市条例第33号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (管理料)	第1条～第9条 《省略》 (管理料)
第10条 《現行どおり》 2 管理料は、墓所1区画につき年額 <u>2,500円</u> とする。	第10条 《省略》 2 管理料は、墓所1区画につき年額 <u>2,000円</u> とする。
3～4 《現行どおり》	3～4 《省略》
第11条～第17条 《現行どおり》	第11条～第17条 《省略》

(草津市介護保険条例の一部改正)

第11条 草津市介護保険条例(平成12年草津市条例第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第11条 《現行どおり》 (保険料の督促手数料)	第1条～第11条 《省略》 (保険料の督促手数料)
第12条 徴収職員は、督促状を発した場合におい	第12条 徴収職員は、督促状を発した場合におい

改正後	改正前
<p>ては、督促状 1 通について、<u>150 円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p>第 13 条～第 24 条 《現行どおり》</p>	<p>ては、督促状 1 通について、<u>100 円</u>の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p>第 13 条～第 24 条 《省略》</p>

(草津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 12 条 草津市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年草津市条例第 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 (保険料の督促手数料)</p> <p>第 5 条 《現行どおり》</p> <p>2 市長は、前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき <u>150 円</u>を徴収するものとする。ただし、やむをえない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。</p> <p>第 6 条～第 10 条 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 4 条 《省略》 (保険料の督促手数料)</p> <p>第 5 条 《省略》</p> <p>2 市長は、前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき <u>100 円</u>を徴収するものとする。ただし、やむをえない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。</p> <p>第 6 条～第 10 条 《省略》</p>

(草津市まちなか交流施設設置条例の一部改正)

第 13 条 草津市まちなか交流施設設置条例（平成 20 年草津市条例第 32 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>第 1 条～第 9 条 《現行どおり》 別表（第 7 条第 1 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">イベント広場</td> <td style="text-align: center;">《現行どおり》</td> <td style="text-align: center;"><u>400 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 《現行どおり》</p>	区分	単位	使用料	イベント広場	《現行どおり》	<u>400 円</u>	<p>第 1 条～第 9 条 《省略》 別表（第 7 条第 1 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">イベント広場</td> <td style="text-align: center;">《省略》</td> <td style="text-align: center;"><u>300 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 《省略》</p>	区分	単位	使用料	イベント広場	《省略》	<u>300 円</u>
区分	単位	使用料											
イベント広場	《現行どおり》	<u>400 円</u>											
区分	単位	使用料											
イベント広場	《省略》	<u>300 円</u>											

(草津市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 14 条 草津市公共下水道使用料条例（昭和 57 年草津市条例第 20 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 (督促手数料)</p> <p>第 9 条 使用料に係る督促の手数料は、督促状 1 通につき <u>150 円</u>とする。</p> <p>第 10 条～第 13 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 8 条 《省略》 (督促手数料)</p> <p>第 9 条 使用料に係る督促の手数料は、督促状 1 通につき <u>100 円</u>とする。</p> <p>第 10 条～第 13 条 《省略》 別表 《省略》</p>

(草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の一部改正)

第 15 条 草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和 56 年草津市条例第 36 号）の一部を次の

表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 (督促および督促手数料)	第1条～第10条 《省略》 (督促および督促手数料)
第11条 《現行どおり》 2 前項の規定により督促状を發した場合は、督促状1通につき <u>150円</u> の督促手数料を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。	第11条 《省略》 2 前項の規定により督促状を發した場合は、督促状1通につき <u>100円</u> の督促手数料を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。
第12条～第15条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第12条～第15条 《省略》 別表 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市手数料条例別表第9項第1号の表の改正規定（「および有機エレクトロルミネセンス式のもの」および「いずれも」を加える部分ならびに「および」を「ならびに」に改める部分に限る。）、同条例別表第14項第52号の改正規定、付則第7項および第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第9項の規定は、この条例の施行の日以後の収集および運搬に係る手数料について適用し、同日前の収集および運搬に係る手数料は、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第15項および第16項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の草津市立地域まちづくりセンター条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立障害者福祉センター条例の規定および第9条の規定による改正後の草津市立クリーンセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料は、なお従前の例による。
- 5 第13条の規定による改正後の草津市まちなか交流施設設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料は、なお従前の例による。
- 6 第3条の規定による改正後の草津市税条例の規定、第4条の規定による改正後の草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例の規定、第11条の規定による改正後の草津市介護保険条例の規定、第12条の規定による改正後の草津市後期高齢者医療に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の草津市公共下水道使用料条例の規定および第15条の規定による改正後の草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる督促に係る督促手数料の徴収について適用し、同日前にされた督促に係る督促手数料の徴収は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 7 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第9項の規定において、施行の日以後の収集および運搬に係る手数料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。
- 8 第2条の規定による改正後の草津市立地域まちづくりセンター条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立障害者福祉センター条例の規定および第9条の規定による改正後の草津市立クリーンセンター条例の規定において、施行の日以後の使用に係る使用料は、同日前においても改正後の規定の例により徴収するものとする。